

## ◎本部直轄組合員制度規程

(目的)

第1条 この規程は、三重県美容業生活衛生同業組合（以下組合という）の組合員や組合加入希望者で、高齢化や育児、介護、また開業後間もなく業務に専念したい、地域に馴染めない性格等により、日常の組合とのつきあいや役員を務めることが困難な状況にあるものの、組合員のメリットを理解し、組合運営に引き続き協力したいと希望する組合員及び組合加入希望者を、新たに本部直轄組合員として処遇することを通じ組合脱退・廃業を防ぎ、新規加入者を獲得することで組織強化に資することを目的とする。

(名称)

第2条 三重県美容業生活衛生同業組合本部直轄組合員、通称「三重支部」（以下三重支部という）と称する。

(資格)

第3条 三重支部員とは以下の各号の1に該当する者を言う。

- 1) 組合新規加入者、または組合加入後3年以内の者であること。
- 2) 組合加入後30年（通算）を経過し年齢が75歳以上で一人営業者であること。
- 3) 組合員自身が一人営業者で育児・介護等の事情がある者。
- 4) 特別組合員に認定されている組合員であること。
- 5) 県内に複数店有する組合員で本店以外の店舗であること。

(申請)

第4条 前条の各号に該当する組合員、または組合加入希望者は三重支部員認定申請書に所定の費用を添えて、支部を経由して理事長へ提出するものとする。その場合各支部長は申請書の提出を妨げる言動をしてはならない。

(支部員証)

第5条 理事長は、三重支部員認定申請が適正であると認められる場合、支部を経由して当該組合員、または組合加入希望者に「本部直轄組合証」を発行する。

(資格の喪失)

第6条 三重支部員は、第3条各号のいずれかに該当しなくなったときは速やかに支部を経由して理事長へ届けなければならない。

(特典及び義務)

第7条 三重支部員は以下の特典及び義務を負う。

- 1) 一般組合員と同様の待遇を組合（本部）から受けることができる。
- 2) 希望者は組合本部、支部等の役職に就くことが免除される。但し、三重支部の運営に係る役職は当分の間理事長、及び理事長の指名する者が代行する。
- 3) 加入、転属、転出等の手続きや組合費等の收受及びその他の事務的処理は本部事務局が行う。
- 4) 新規加入者は出資金・加入手数料等を支払い、他支部からの転属は別途とする。
- 5) 組合費（本部・支部）及び共済会費等の納入は三重支部の銀行口座へ各自振り込むものとする。
- 6) 各事業の案内や配布物については組合本部からメール便もしくは直接店舗へ送る。
- 7) 全美連「美容所賠償責任補償制度」に加入しなければならない。

(組合費及びその他の経費)

第8条 本部組合費及び支部費、その他の経費は理事会において決定する。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は理事会において出席構成員の3分の2以上の議決を経て、総代会で承認を求める。

(規程の実施)

第10条 この規程は平成30年5月21日第56回総（代）会の議決により平成30年4月1日から施行する。

### 【三重支部員加入金と組合費等の額と納入】

支部員は加入と同時に出資金、加入金（新規加入）のほか以下に定める会費・経費を「三重支部」へ納入しなければならない。

#### 1) 組合加入時に必要な金額

- ◎組合出資金 1口 2,000円
- ◎組合加入手数料 5,000円
- ◎組合共済会加入金 1,000円

1. 上記計 8,000円

#### ◎賦課金

- メール便代 3,000円（年12回）
- 組合新聞代 400円（年6回）
- 災害義援金 500円（年間）
- 選手激励金 300円（年間）
- 美容政治連盟 200円（年間）
- 美容所賠償責任補償 1,600円（年間）

2. 4～6月加入時 合計 6,000円

3. 7～9月加入時 3,700円

4. 10～12月加入時 2,500円

5. 1～3月加入時 1,200円

※加入時必要金額

1. + (2. ～5.) の合計金額

- ◎標準営業約款（Sマーク）新規登録  
9,900円（3年間）※希望者のみ

#### 2) 毎年必要な金額

上記1) の 2. の金額 (6,000円)

#### 3) 毎月必要な金額

- ◎組合費 1,200円
- ◎組合共済費 200円
- ◎連絡・郵送費 500円
- ◎支部委託費 1,000円
- ◎事務取扱手数料 1,000円

6. 上記合計 3,900円

7. 従業員費（1名） 200円

8. 組合実施事業に必要な費用が生じたとき

#### 4) 納入金額と入金方法（毎年度）

①年度上半期分（4～9月分）

2) 6,000円 + 3) 6. 3,900円×6  
=29,400円 ※+ 3) 7. + 3) 8.

を4月25日までに組合へ納入する。

②年度下半期分（10～3月分）

3) 6. 3,900円×6=23,400円

※+ 3) 7. + 3) 8.

を10月25日までに組合へ納入する。

③上記①、②のそれぞれの金額を下記口座へ振り込むか、現金書留で郵送、又は直接事務教へ持参する。

### 【振込口座】

百五銀行 津駅西口支店 普通

〒514-0006 津市広明町112-2

三重県美容業生活衛生同業組合